

知財管理技能士取得のノウハウ

2025年 2月 1日

知財コンサルティングセンター会員

金井技術士事務所 代表

技術士（化学、総合技術監理）

一級知的財産管理技能士（特許専門業務） 金井 隆雄

（公社）日本技術士会登録グループ 知財コンサルティングセンター勉強会

Copyright ©Takao Kanai, 2025

本日の内容

1. 知的財産管理技能士の概要

- 知的財産管理技能士とは？
- 技能士になるための試験
- 試験方式と出題範囲

2. 技能士資格の取得に向けて

- 学科試験：出題内容の検討と出題例
- 実技試験：出題内容と出題例

自己紹介

氏名： 金井 隆雄(かない たかお)

技術士(化学部門、総合技術監理部門)

所属： 金井技術士事務所 代表

知財コンサルティングセンター会員(前会長)

日本技術士会化学部会 幹事、神奈川県支部 幹事

蔵前技術士会 事務局長

略歴：

- 1983年 新日本製鐵株式会社(現：日本製鐵株式会社)
- 1983-2014年 研究開発業務 セラミックス、表面処理鋼板 ほか
- 2014-2024年 知的財産業務 自動車鋼板とその利用技術の
知的財産戦略、出願／権利化、技術提携・契約
- 2019年 定年退職 2024年 再雇用期間満了により退職
- 2020年 金井技術士事務所 代表
- 2024年 東京都中小企業振興公社

知的財産管理技能士の概要

知的財産管理技能士とは？

- ・知的財産管理技能士は、技能検定制度の一種で、**国家資格**である。
- ・職業能力開発促進法第47条第1項により厚生労働大臣が指定する指定試験機関(一般社団法人知的財産教育協会)が実施する**知的財産管理に関する学科及び実技試験に合格した者**をいう。
- ・2008年に技能士に新たに追加された職種である。

<概要>

- ・所属する企業・団体の職員等が**企業・団体内において知的財産に関する能力を発揮**するために、**その能力を国が証明する資格**が知的財産管理技能士である。法律上、独占業務が付与される弁理士とは目的が異なる。
- ・技能の内容(レベル)に応じて、**3級、2級、1級**に区分される。レベル設定および試験範囲は、**経済産業省「知財人材スキル標準(IPSS) (*)」に準拠**している。

(*) 知財人材スキル標準(version 2.0) : 特許庁
https://www.jpo.go.jp/support/general/chizai_skill_ver_2_0.html

Wikipedia(知的財産管理技能士)をもとに編集

Copyright ©Takao Kanai, 2025

4

想定する技能士の姿 (1級)

特許専門業務

知的財産分野のうち、特に**特許に関する専門的な能力**がある。

具体的には、企業等において、特許に関する戦略、法務、リスクマネジメント、情報・調査、国内権利化、外国権利化、契約、エンフォースメント(権利行使)、価値評価・資金調達に関する深い専門的知識を有し、**業務上の課題の発見と解決を主導**することができる技能がある。

コンテンツ専門業務

知的財産分野のうち、特に**コンテンツに関する専門的な能力**がある。

具体的には、ビジネスを行うコンテンツプロデューサーやライツ担当者、契約法務担当者等、事業サイドと契約法務サイドの両方のスキルを持つ「コンテンツビジネス専門人材」として、企業等において、リスクマネジメント、契約、エンフォースメント、資金調達、価値評価、関係法規、コンテンツに関する業務について深い専門的知識を有し、**業務上の課題の発見と解決を主導**することができる技能がある。

ブランド専門業務

知的財産分野のうち、特に**ブランドに関する専門的な能力**がある。具体的には、企業等におけるブランド・マネージャー、商標・意匠グループ責任者、広報・宣伝部門責任者、マーケティング・マネージャー、経営企画担当者等「ブランドマネジメント専門人材」として、国内外におけるブランドに関する権利取得手続やライセンス・模倣品対策等について深い専門的知識を有し、**業務上の課題の発見と解決を主導**することができる技能がある。

Copyright ©Takao Kanai, 2025

5

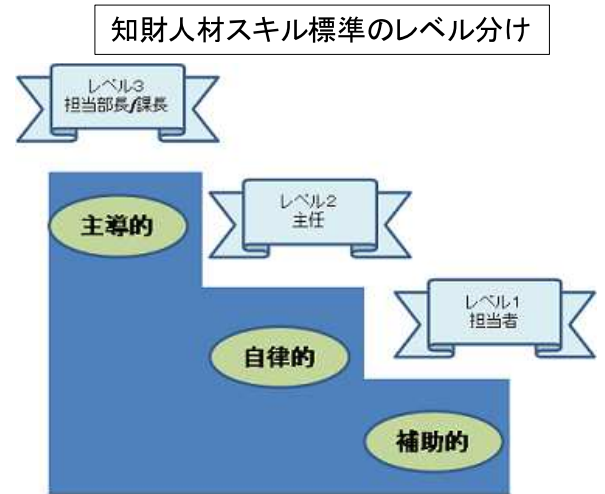
想定する技能士の姿（2級, 3級）

2級(管理業務)

知的財産分野全般(特許、商標、著作権等)について、**基本的なマネジメント能力**がある。具体的には、企業・団体等において知的財産に関する戦略、法務、リスクマネジメント、調査、ブランド保護、技術保護、コンテンツ保護、デザイン保護、契約、エンフォースメント(権利行使)に関する幅広い基本的知識を有し、**業務上の課題を発見し、一部は自律的に解決できる技能**がある。

3級(管理業務)

知的財産分野について、**初歩的なマネジメント能力**がある。具体的には、企業・団体(学校・官公庁等)において知的財産分野の特にブランド保護、技術保護、コンテンツ保護、デザイン保護、契約、エンフォースメント(権利行使)に関する初歩的知識を有し、それに関する**課題を発見することができ、一定条件下ではその課題の解決までできる技能**がある。



出典: https://www.jpo.go.jp/support/general/chizai_skill_ver_2_0.html

合格に必要な技能と知識

等級区分	3級	2級	1級		
選択作業	管理業務	管理業務	特許専門業務	コンテンツ専門業務	ブランド専門業務
合格すると取得できる国家資格名称	三級知的財産管理技能士(管理業務)	二級知的財産管理技能士(管理業務)	一級知的財産管理技能士(特許専門業務)	一級知的財産管理技能士(コンテンツ専門業務)	一級知的財産管理技能士(ブランド専門業務)
合格に必要な技能及び知識の程度	知的財産管理の職種における 初級の技能者 が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度(知的財産管理に関する業務上の課題を発見し、大企業においては知的財産管理の技能及び知識を有する上司の指導の下で、又、中小・ベンチャー企業においては外部専門家等と連携して、その課題を解決することができる技能及びこれに関する 初歩的な知識 の程度)を基準とする。	知的財産管理の職種における 中級の技能者 が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度(知的財産管理に関する業務上の課題を発見し、大企業においては知的財産管理の技能及び知識を有する上司の指導の下で、又、中小・ベンチャー企業においては外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できる技能及びこれに関する 基本的な知識 の程度)を基準とする。	知的財産管理の職種における 上級の技能者 が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度(知的財産管理に関する業務上の課題の発見と解決を主導することができる技能及びこれに関する 専門的な知識 の程度)を基準とする。	知的財産管理の職種における 上級の技能者 が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度(知的財産管理に関する業務上の課題の発見と解決を主導することができる技能及びこれに関する 専門的な知識 の程度)を基準とする。	知的財産管理の職種における 上級の技能者 が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度(知的財産管理に関する業務上の課題の発見と解決を主導することができる技能及びこれに関する 専門的な知識 の程度)を基準とする。

受検資格

1級(学科試験)

- ・知的財産に関する業務について4年以上の実務経験を有する者
- ・2級検定の合格者で、知的財産に関する業務について1年以上の実務経験、3級検定の合格者で、知的財産に関する業務について2年以上の実務経験を有する者
- ・大学または大学院において関連科目10単位以上を修得した者で、知的財産に関する業務について1年以上の実務経験を有する者
- ・ビジネス著作権検定上級の合格者で、知的財産に関する業務について1年以上の実務経験を有する者

1級(実技試験)

特許専門業務	コンテンツ専門業務	ブランド専門業務
1級技能検定(特許専門業務) 学科試験の合格者	1級技能検定(コンテンツ専門業務) 学科試験の合格者	1級技能検定(ブランド専門業務) 学科試験の合格者
一級知的財産管理技能士 (コンテンツ専門業務)	一級知的財産管理技能士 (特許専門業務)	一級知的財産管理技能士 (特許専門業務)
一級知的財産管理技能士 (ブランド専門業務)	一級知的財産管理技能士 (ブランド専門業務)	一級知的財産管理技能士 (コンテンツ専門業務)

免除制度 (参考)

- ・大学院において関連科目20単位以上を取得して大学院を修了した者は、2級(管理業務)学科試験が免除される。
- ・1級合格者は、異なる選択分野(区分)の学科試験が免除される。
1級には、「特許専門業務」、「コンテンツ専門業務」、「ブランド専門業務」の3つの分野があり、例えば、「特許専門業務」の合格者が「コンテンツ専門業務」を受験する場合には、その学科試験が免除される、ということ。
- ・特例の移行措置により、知的財産検定2級または準2級の認定者は、特別講習を受講して、修了試験に2011年(平成23年)3月31日までに合格すれば、2級合格となる。知的財産検定1級または準1級の認定者は、特別講習を受講して、修了試験に2011年(平成23年)3月31日までに合格すれば、1級合格となる。

試験方式（1級）

- ・ **学科試験**と**実技試験**がある。
- ・ 1級の**学科試験**は**筆記試験（マークシート方式）**、**実技試験**は**筆記試験と口頭試問**で行われる。
- ・ 口頭試問は、試験問題（記述式事例問題2題・小問計5問）について、解答用紙に解答する時間（20分を想定）を先に与え、「口頭試問室」においてその問題に関する技能検定委員との質疑応答を行い、（1）業務上の課題の発見、（2）解決策とその理由付け、（3）説得力、の観点から総合的な知的財産管理に関する技能の評価を行う。
- ・ 筆記試験は、問題数45問で解答時間は100分間。
平均すると1問あたり2.2分で解答する必要あり！
- ・ 実技試験は、筆記試験と口頭試問を合わせて約30分
 筆記試験室（筆記試験）：受検者の解答時間（20分）
 口頭試問室（口頭試問）：注意事項の確認
 第1題に関する質疑応答（約4分）
 第2題に関する質疑応答（約6分）

試験範囲（1級（特許専門業務））

学科試験	実技試験
1.1.管理1-1 リスクマネジメント	1.1.特許専門業務イ 戦略
2.2.創造（調達）2-1 契約	イ-1 知的財産戦略
3.3.活用3-1 契約	□ 管理
3-2 エンフォースメント	□-1 法務
3-3 資金調達	□-2 リスクマネジメント
3-4 価値評価	ハ 創造（調達）
4.4.関係法規	ハ-1 情報・調査
5.5.特許専門業務A 戦略	ハ-2 契約
A-1 知的財産戦略	ニ 保護（競争力のデザイン）
B 管理	ニ-1 国内権利化
B-1法 務	ニ-2 外国権利化
C 創造（調達）	ホ 活用
C-1 情報・調査	ホ-1 契約
D 保護（競争力のデザイン）	ホ-2 エンフォースメント
D-1 国内権利化	ホ-3 資金調達
D-2 外国権利化	ホ-4 価値評価
E 特許関係法規	

試験範囲（1級（コンテンツ専門業務））

学科試験	実技試験
<p>1.1.管理1-1 リスクマネジメント</p> <p>2.2.創造（調達） 2-1 契約</p> <p>3.3.活用3-1 契約 3-2 エンフォースメント 3-3 資金調達 3-4 価値評価</p> <p>4.4.関係法規</p> <p>5.5.コンテンツ専門業務A 戦略 A-1 コンテンツ開発戦略 B 創造（調達） B-1 コンテンツ創造支援 C 保護（競争力のデザイン） C-1 コンテンツ保護 D コンテンツ関係法規</p>	<p>1.1.コンテンツ専門業務イ 戦略 イ-1 コンテンツ開発戦略 □ 管理 □-1 リスクマネジメント ハ 創造（調達） ハ-1 コンテンツ創造支援 ニ 保護（競争力のデザイン） ニ-1 コンテンツ保護 ホ 活用 ホ-1 契約 ホ-2 エンフォースメント ホ-3 資金調達 ホ-4 価値評価</p>

試験範囲（1級（ブランド専門業務））

学科試験	実技試験
<p>1.1.管理1-1 リスクマネジメント</p> <p>2.2.創造（調達） 2-1 契約</p> <p>3.3.活用3-1 契約 3-2 エンフォースメント 3-3 資金調達 3-4 価値評価</p> <p>4.4.関係法規</p> <p>5.5.ブランド専門業務A 戦略 A-1 ブランド戦略 B 創造（調達） B-1 情報・調査 C 保護（競争力のデザイン） C-1 国内権利化 C-2 外国権利化 D ブランド関係法規</p>	<p>1.1.ブランド専門業務イ 戦略 イ-1 ブランド戦略 □ 管理 □-1 リスクマネジメント ハ 創造（調達） ハ-1 情報・調査 ニ 保護（競争力のデザイン） ニ-1 国内権利化 ニ-2 外国権利化 ホ 活用 ホ-1 契約 ホ-2 エンフォースメント ホ-3 資金調達 ホ-4 価値評価</p>

合格基準（1級（特許専門業務））

	選択作業	試験種	合格基準
1級	特許 専門業務	学科試験	満点の80%以上
		実技試験	満点の60%以上

※ 合格基準は、コンテンツ専門業務、ブランド専門業務も同じ

資格取得に向けて

資格取得に向けて

(1) 日々の業務が重要

- 業務で身につけられる知識も数多くあります。
- 業務に関連した問題が出題される傾向にありますので、知財部門・開発部門の方は有利かもしれません。
- 出題範囲は多岐にわたるため、効率よく学習することを心がけて下さい。

(2) 過去問を活用しましょう。

- 書籍として販売されています。
- 当然のことですが、最新版を使いましょう。
- 次の試験(2025年3月実施予定)は第50回です。

(3) 知的財産管理技能検定のホームページでも過去問を掲載しています。

<https://www.kentei-info-ip-edu.org/gakushujoho/kakomon/>



(<https://www.amazon.co.jp>)

過去問の掲載：知的財産管理技能検定ホームページ

	合格基準	第50回 (2025/3/9実施) 公開予定日	第49回 (2024/11/17実施) 2025/12公開終了	第48回 (2024/7/21実施) 2025/8/12公開終了	第47回 (2024/3/10実施) 2025/4/8公開終了
1級(特許専門業務) 学科試験	満点の80%以上	実施なし	試験問題・正解(PDF)	実施なし	実施なし
1級(特許専門業務) 実技試験	満点の60%以上	正解：2025/3/10 正午 問題：2025/4/8 正午	実施なし	実施なし	試験問題・正解(PDF)
1級(コンテンツ専門業務) 学科試験	満点の80%以上	実施なし	実施なし	試験問題・正解(PDF)	実施なし
1級(コンテンツ専門業務) 実技試験	満点の60%以上	実施なし	試験問題・正解(PDF)	実施なし	実施なし
1級(ブランド専門業務) 学科試験	満点の80%以上	正解：2025/3/10 正午 問題：2025/4/8 正午	実施なし	実施なし	試験問題・正解(PDF)
1級(ブランド専門業務) 実技試験	満点の60%以上	実施なし	実施なし	試験問題・正解(PDF)	実施なし

出題内容	出題番号
特許出願・権利化 (共同出願を含む)	14, 15, 16, 17, 18, 19
国際出願	34, 35
職務発明	10, 11
パリ条約出願・パリ優先権	37, 38, 39
米国出願	40, 41, 42, 43, 44, 45
欧州特許 (単一効特許)	36
特許権	32
先使用権	8
権利侵害	20, 21
訴訟	28, 29
特許無効・異議申立	31
知財投資・活用戦略	4
IPランドスケープ	5
発明の活用 (資金調達)	2
知財価値評価	1
知財経営 (コミュニケーション)	6
オープン&クローズ戦略 権利化・秘匿化・公知化	7, 9
営業秘密保護	3
模倣品対策	33
特許調査・分析	12, 13
契約 : 開発委託、実施許諾、ライセンス	22, 23, 24, 25, 26, 27
その他 (いろいろ)	30

【出題の傾向】

- ・出題が多岐にわたり、範囲が広い。
- ・文章を読ませる問題が多く、かつ良く読まないと解答できない問題が多い。
- ・結果として、時間が足りなくなる可能性が高い。
- ・外国出願を含め、(特許)出願と権利化の出題が多い。
- ・発明／特許の活用、オープン&クローズなど活用戦略の出題も多い。
- ・契約がらみの出題も多い。
(第49回に特有の特徴かもしれない。)
- ・法律関連の出題もあり、知識がないとお手上げになる可能性があり、要注意。

実際の出題例を見てみましょう(1)

問4

甲と乙は、知財・無形資産の投資・活用を通じて企業価値を高めていくために、投資家・金融機関とのコミュニケーションの在り方について、知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会が令和5年3月に公表した「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドラインVer.2.0」を参照しながら、会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア. 甲「目指すべき将来の姿に到達するためのシナリオをどう説明すればよいですか。」
乙「企業価値を向上するためには、市場変革による『機会』や『リスク』をふまえ、ビジネスのやり方を変革した先の目指すべき『将来の姿(To Be)』やそれを実現するための全体戦略を描くことが求められます。全体戦略を実行する上では、将来目指す事業ポートフォリオからフォーキャストした『ストーリー』上に、現在(As Is)と将来(To Be)のギャップを埋める投資の一つとして、知財・無形資産の投資・活用戦略を位置付けることが重要です。」
- イ. 甲「知財・無形資産投資がビジネスモデルに繋がることをどう説明すればよいですか。」
乙「知財・無形資産投資が、最終的にROIC(資本効率)、PER(成長期待)といったアウトカムに繋がるように、価値創造プロセスの中で『高利益率に係る製品・サービスの競争力・差別化要因となる知財・無形資産が他社となぜどのように異なり、どのような時間軸で持続可能で競争優位なビジネスモデルになるのか』といった粒度で、企図する関係性(因果パス)について示すことが有用です。」

実際の出題例を見てみましょう(1)

問4(続き)

- ウ. 甲「因果パスについて、投資家・金融機関からはどのような問いが予想されますか。」
乙「成長性の観点からは、事業ターゲット(製品・サービス)で想定される市場規模はどの程度か、成長ドライバーとなる製品・サービスを支える差別化要素、磨くべき差別化要素は何か、といった問いが考えられます。収益性の観点からは、自社市場に対する他社の参入障壁を支える差別化要素(知財・無形資産)は何か、それは持続可能か、参入障壁を崩す要素は何か、そうした事態発生に対してどのように備えているのか、といった問いが考えられます。」
- エ. 甲「コーポレートレベルの経営指標(ROIC等)とどう紐付ければよいですか。」
乙「自社のパーパス等との方向性を合わせた、知財・無形資産の投資・活用に関連する経営戦略・施策等を整理し、自社において、どのような知財・無形資産の投資・活用が攻め・守りの観点で競争力になるのか、また、それらの知財・無形資産が、ビジネスモデルに対し、どういう働きをしているのかを特定します。そして、現在の投資と将来の企業価値を繋ぐ意識をもって、自社としてのKPIを設定します。」

問4:正答

ア

実際の出題例を見てみましょう(2)

問9

X社は、新たに立ち上げる集積回路の事業について、オープン&クローズ戦略を検討している。
ア~エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア. オープン戦略、クローズ戦略のいずれにおいても、特許出願をする場合には、特許権取得の成否にかかわらず原則として技術内容が公開されるため、他社に開発動向を把握されたり、模倣されたり、周辺特許を取得されたりするリスクがある。
- イ. 事業のビジネスモデルをふまえ、オープン化、クローズ化する領域を明確にして事業戦略を設定していくことが重要であり、この領域の設定を曖昧にすると、戦略が機能しない上に事業そのものの競争力や優位性を失うリスクがある。
- ウ. 一般にオープン&クローズ戦略におけるクローズ戦略とは、自社のみが独占的に事業を行い、市場シェアの拡大確保を目的に、技術のブラックボックス化や知的財産権による障壁を設ける戦略である。
- エ. 一般にオープン&クローズ戦略におけるオープン戦略とは、新しい技術について特許出願することを前提として、保有する経営資源を第三者に対して使用を許諾しつつ自社事業の展開を図り、ライセンス料確保を主たる目的に他社と協調していく戦略である。

問4:正答 エ

実際の出題例を見てみましょう(3)

電機メーカーX社は、ライセンス契約に基づき、Y社から、Y社の特許権Pについてライセンスを受けている。X社の法務部の部長甲と部員乙が会話をしている。問26～問27に答えなさい。

問26

甲は、乙に対して、契約の解釈について以下の質問をした。ア～エを比較して、乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「特許権のライセンス契約の種類として、独占的实施許諾契約があります。その中でも、特許権者がライセンスされた特許発明を実施できる類型と特許権者が特許発明を実施できない類型がありますね。例えば、契約書に、『Y社は、X社に対し、特許発明を独占的に実施することを許諾する。』という規定があったとしましょう。この規定のみをみているだけだと、必ずしも、前者の類型か後者の類型かは判然としないとも考えられますね。」

ア.「契約書に他に関連する規定がない場合には、Y社は特許発明を実施できると考えることができます。」

イ.「たしかに、ライセンスされた特許発明をY社が実施できるか否かにより、特許権Pに係る製品の市場に占める割合が異なってきますから、わが社の利益に大きく影響しますね。契約の内容は契約書の文言のみで解釈されるわけではなく、契約をした当事者の合理的な意思による解釈という手法もあります。契約書の規定のみでは判然としない場合、この手法により、Y社は特許発明を実施できない、という主張をすることも考えられます。そのためには、ライセンス契約締結の前後の状況などの事実を具体的に積み重ねて主張・立証していくことが必要となります。」

実際の出題例を見てみましょう(3)

問26(続き)

ウ.「独占的实施許諾契約では、特許権者がライセンスされた特許発明を実施できる類型と特許発明を実施できない類型を契約書で明らかにすることが必要ですので、どちらの類型が明らかになっていない場合は無効となります。」

エ.「独占的实施許諾契約では、特許権者がライセンスされた特許発明を実施できる類型と特許発明を実施できない類型が不明確な場合も契約は有効であると解釈できるのですが、ライセンスされた特許発明をY社が実施できるかどうかはわが社の利益に大きく影響しますので、ライセンス契約の錯誤による取消しを主張することも考えられます。」

問4: 正答

ウ

特許専門業務 1級 実技試験 (第47回)

Part I

- 問1. 特許庁「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究」(令和3年)に関する文章からの出題
- IPランドスケープ活用に向けた環境整備
- 問2. 知財戦略に関する文章からの出題(文章は省略されているため不明)
- PEST分析

Part II

ドローンメーカーX社(ベンチャー企業)による自社開発ドローンの特許出願に関する出題

- 問3. 分割出願、改良発明の特許出願について
- 問4. 外国出願について
- 問5. 他社の類似発明の権利侵害関係について

受検者はまず、内在する課題(問題点)の有無について検討し(筆記試験室:20分)、理由を口頭試問室で説明、質疑応答を行う(4分+6分の計10分)

実技試験の出題例を見てみましょう(1)

<出題内容:part I >

問1～問2に答えなさい。

問1

次の文章は、特許庁「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究」(令和3年)に関する文章である。(なお、出題のため一部変更している。)

知的財産を情報面から活用し、経営戦略に結びつけるIPランドスケープにおいては、従前の出願・権利化や侵害防止調査(FTO)等の知財業務とは異なる業務に取り組むため、個々の企業等の中で試行錯誤を積み重ねるのみではなく、社内及び社外との情報交換を行い、それぞれの支援を受けられるように、環境整備をする必要があると考えられる。

上記環境整備に関する記述(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

実技試験の出題例を見てみましょう(1)

問1(続き)

- (1) IPランドスケープに取り組むにあたって、知財情報のみならずマーケットやビジネスに関する公開情報や自社内の事業戦略等の社内情報を収集できる環境整備を行うことが必要である。そのためには、IPランドスケープが経営・事業に役立つという成功事例を作り、他部門に対する知財部門のケイパビリティの認知向上に努めることが重要であって、部門間の相互理解は不要であると考ええる。
- (2) 情報交換を促進するために、他社との交流により、今回の調査研究でも論じられた様々な事例や課題、成果等を、より実践的な立場で共有し社内の検討に役立てる活動が、大変重要である。IPランドスケープに先行して取り組む企業ばかりではなく、未だ取り組めていない企業が参加することで、取組における重要な知見が得られるものと考ええる。
- (3) 人材育成への取組は、IPランドスケープに着手し、その活動が進展するとともに益々重要となる。社外セミナーや教育講座等の活用、アナリストの資格取得の奨励や、社内ローテーション等の取組がヒアリング調査の中でも数社から示されている。また、社会全体にこのような能力を有する人材が増加することにより、産業界全体での人材交流や流動性の活性化にもつながるものと考ええる。

実技試験の出題例を見てみましょう(1)

正解

問1(1) 内在する課題(問題点)が **ある**。

問1(2) 内在する課題(問題点)が **ない**。

問1(3) 内在する課題(問題点)が **ない**。

解答のコツ

特許庁「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究」(令和3年)などの資料に基づく出題では、当該資料を読んでいない場合には動揺しがちであるが、小問をよく読めば当たり前で答えを導き出せることも多い。

本問(1)では、「部門間の相互理解は不要である」ことはなく、内在する課題(問題点)があることを示唆している。これに対して、(2)、(3)には極めて当たり前のことが書かれており、内在する課題(問題点)がないことを示している。

あとは、「解決策」の提示と説得力がある「理由づけ」ができるかどうか、にかかっています。

実技試験の出題例を見てみましょう(2)

<出題内容:part II>

ベンチャー企業であるドローンメーカーX社は、特殊な撮影機構を有するドローンAを新たに開発した。X社は、ドローンAについて特許出願Pを2023年9月に行うと共に、出願審査請求書及び早期審査事情説明書を提出した。特許出願Pの特許請求の範囲の記載は以下の通りであり、特許出願Pの明細書及び図面には、ドローンAと共に、変形例としてのドローンBが開示されている。

【特許出願Pの設定登録時の請求項1】

部品aと、部品bを備える撮影機構を有することを特徴とするドローン。

その後、特許出願Pについては、出願時の特許請求の範囲のままの内容で、2024年1月に特許査定が送達された。また、X社は、ドローンAを改良したドローンCを2023年12月に完成させた。問3～問5に答えなさい。

実技試験の出題例を見てみましょう(2)

問3

X社の知的財産担当者甲は、特許出願Pに係る特許査定が送達された後に、特許出願Pについての特許料納付、ドローンBに係る分割出願である特許出願Q、及びドローンCに係る新たな特許出願Rについて検討している。特許査定が送達された時点における甲の考え(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 分割出願である特許出願Qの出願審査請求の期限は、特許出願Pの出願日から3年である。
- (2) 特許権の存続期間の満了までに支払う特許料の総額を考える場合、ドローンAに係る特許出願とドローンCに係る特許出願をまとめた方が得であり、その際には、新たな特許出願Rにおいて、特許出願Pに基づく優先権を主張することができる。
- (3) 特許出願Pについて第1年～第3年分の各年分の特許料を納付して特許公報が発行されると、ドローンAが刊行物公知になり、その後、特許出願Rを行うと、ドローンCに係る発明の新規性・進歩性の判断において、ドローンAが引用発明とされる可能性が生じるので、そのことを避けつつ特許出願Rの準備のための時間を稼ぐために、X社の請求により、特許出願Pの特許料納付期限を延長することができる。

実技試験の出題例を見てみましょう(2)

問4

X社の知的財産担当者甲は、特許出願Pと同様の内容について、東アジア、東南アジア、欧米等、日本以外の国又は地域での外国特許出願を行うことを検討している。外国特許出願に関する甲の考え(1)~(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。なお、ここでは、特許協力条約をPCTといい、PCTに基づく国際出願をPCT出願という。

- (1) タイはPCTに加盟しているため、特許出願Pに基づく優先権を主張してPCT出願を行う場合、指定国にタイを含めることができる。台湾はパリ条約及びPCTのいずれにも加盟していないが、世界貿易機関(WTO)に加盟している。特許出願Pに基づく優先権を主張して台湾において特許権を取得するためには、PCT出願ではなく、台湾で個別の特許出願をする必要がある。
- (2) 特許出願Pに基づく優先権を主張して特許出願Pの出願日から1年以内にPCT出願を行う場合、当該PCT出願の出願日ではなく、特許出願Pの出願日に基づいて、当該PCT出願の各国移行期限が計算される。
- (3) 特許出願Pに基づく優先権を主張して特許出願Pの出願日から1年以内にPCT出願を行う場合、特許権の存続期間の満了日を出願日に基づいて計算するPCT加盟国では、優先権主張の効果により、当該PCT出願の出願日ではなく、特許出願Pの出願日に基づいて、特許権の存続期間の満了日が計算される。

実技試験の出題例を見てみましょう(2)

問5

特許出願Pについては、第1年~第3年分の各年分の特許料が納付され、設定登録され、2024年2月に特許公報が発行された。X社は、現在、ドローンAの製造販売を行っている。また、X社の競合企業であるY社は、現在、ドローンEの製造販売を行っている。ドローンEは、Y社が2023年11月から製造販売の準備をし、その後、製造販売を開始したドローンDの後継機であり、ドローンDの特殊な撮影機構を改良した新たな撮影機構を備えている。Y社は、ドローンDに係る特許出願Sを2022年5月に行い、特許出願Sは、2023年11月の出願公開を経た後、2024年1月に設定登録された。また、Y社は、ドローンEに係る特許出願Tを2023年10月に行い、未だ出願審査請求を行っていない状況である。特許出願S及び特許出願Tそれぞれの特許請求の範囲の記載は以下の通りである。

【特許出願Sの設定登録時の請求項1】

部品aを備える撮影機構を有することを特徴とするドローン。

【特許出願Tの請求項1】

部品aと、部品bと、部品cを備える撮影機構を有することを特徴とするドローン。

実技試験の出題例を見てみましょう(2)

問5(続き)

Y社によるドローンEの製造販売がX社の特許出願Pに係る特許権の侵害に当たるとして、X社からY社に、警告書が送付された。これを受けてY社の知的財産担当者乙が検討したところ、ドローンEは、X社の特許出願Pの請求項1に係る特許発明の技術的範囲に属するが、Y社の特許出願Sに係る特許権の請求項1に係る特許発明の技術的範囲にも属すると結論付けた。この場合における乙の考え(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) Y社は特許出願Sに係る特許権を有しているため、ドローンEの製造販売は、X社の特許出願Pに係る特許権の侵害に該当しない。むしろ、X社によるドローンAの製造販売が、特許出願Sに係る特許権の侵害に該当する。
- (2) Y社の特許出願Sは、X社の特許出願Pに対して先願であるため、特許出願Pに係る特許には、特許出願Sに関連して新規性又は進歩性の無効理由を主張できる可能性があり、その場合、現時点では、特許異議の申立て及び特許無効審判の請求のいずれも可能である。
- (3) 無効理由調査により特許出願Pに係る特許の無効理由を発見できたとしても、今後、X社からY社に対して特許権侵害訴訟が提起された場合に、Y社が、当該訴訟において当該無効理由に基づく反論を行うためには、口頭弁論終結時までに特許無効審判を請求しておく必要がある。

技術関連契約 (2) : 共同開発契約

正解

- 問3(1) 内在する課題(問題点)が **ない**。
問3(2) 内在する課題(問題点)が **ある**。
問3(3) 内在する課題(問題点)が **ない**。
問4(1) 内在する課題(問題点)が **ない**。
問4(2) 内在する課題(問題点)が **ない**。
問4(3) 内在する課題(問題点)が **ある**。
問5(1) 内在する課題(問題点)が **ある**。
問5(2) 内在する課題(問題点)が **ある**。
問5(3) 内在する課題(問題点)が **ある**。

解答のコツ

残念ながら、Part I のようにはいかず、法律や手続きに関する知識と理解が必要である。ただし、国内出願、外国出願の実務を行なっていれば、正答を導き出すことと一定程度の説明は可能と考える。

合格基準は満点の60%なので、わからない問題があっても気にせず、わかる問題を確実に答える、との切り替えも必要である。

ご清聴ありがとうございました。

日本技術士会登録グループ
『知財コンサルティングセンター』勉強会

「知財管理技能士資格取得のノウハウ」 ～技能検定2級（管理業務）編～

2025年2月1日

技術士（機械部門、総合技術監理部門）、博士（工学）、
二級知的財産管理技能士（管理業務）

高橋 宏行

©2025 Hiroyuki Takahashi

1

1

本日の講演内容

1. 自己紹介
2. 講師の業務内容
3. 知的財産管理技能士2級（管理業務）の概要
4. 試験範囲、試験形式、合格基準（公開資料より）
5. 試験問題の傾向（出題比率）
6. 学習方法1（特許、実案、意匠、商標）
7. 学習方法2（著作権法）
8. 参考書籍
9. まとめ

©2025 Hiroyuki Takahashi

2

2

1. 自己紹介

高橋 宏行 (59歳)

【略歴】 1990年 鉄鋼会社に入社 伝熱管製造工場・製品開発室に配属
 2004年 鉄鋼会社の子会社に移籍
 現在 伝熱管製造会社に勤務 (株主譲渡により子会社より離脱)

【保有資格】 技術士 (機械部門、総合技術監理部門)、博士 (工学)、
二級知的財産管理技能士 (管理業務)、労働安全コンサルタント (機械) 他

【所属学会】

日本技術士会、日本機械学会、日本冷凍空調学会、空気調和・衛生工学会、
 労働安全衛生コンサルタント会、ASHRAE 他

©2025 Hiroyuki Takahashi

3

3

2. 講師の業務内容

1) 専門分野：熱工学－伝熱促進

熱交換器用伝熱管形状の研究・開発 (熱交換性能改善)
 伝熱性能評価技術開発⇒評価装置の構想設計業務あり

2) 専門分野：塑性加工→回転塑性加工

熱交換器用銅伝熱管の生産技術改善、工具設計技術改善

3) 所属企業内の知的財産管理

特許出願指導、中間処理対応、他社特許対策

4) 研究開発管理、部署内安全衛生指導、環境管理



入社から今日まで、研究開発を含む広範囲の業務に従事
 開発品を量産移管する前に、知的財産化業務に従事中

©2025 Hiroyuki Takahashi

4

4

3. 知的財産管理技能士2級（管理業務）の概要

- ・「知的財産管理技能検定」
国家検定制度の「技能検定」制度の下で実施されてる国家試験
⇒職業能力開発促進法（厚生労働省所管）に基づいて実施
⇒本検定は、全部で130職種の試験のうち「**知的財産管理**」職種にかかる検定試験
- ・本検定は、「知的財産管理」の職種に関する国家試験
⇒**知財管理（マネジメント）技能の習得レベルを測定・評価**
- ・2級の知的財産管理技能検定に合格すると
⇒「**二級知的財産管理技能士（管理業務）**」の名称の国家資格が得られる。

参考URL：<https://www.kentei-info-ip-edu.org/exam.html>

©2025 Hiroyuki Takahashi

5

5

3. 知的財産管理技能士2級（管理業務）の概要

- ・知的財産管理技能士試験の対象者「2級(管理業務)」
⇒知財分野全般について、**基本的なマネジメント能力を有する**
→企業・団体等の知財戦略、法務、リスクマネジメント、調査、ブランド保護、技術保護、コンテンツ保護、デザイン保護、契約、エンフォースメント(権利行使)に関する幅広い基本的知識を有する
→前記の業務上の課題を発見し、**一部は自律的に解決できる技能を有する**
- ・参考：「3級（管理業務）」の対象者
⇒知的財産分野について、**初歩的なマネジメント能力を有する**
初歩的知識を有し、それに関する課題を発見することができ、一定条件下ではその課題の解決できる技能を有する

参考URL：<https://www.kentei-info-ip-edu.org/exam.html>uki Takahashi

6

6

4. 試験範囲、合格基準等（公開資料より）

学科試験範囲	実技試験範囲	試験科目範囲の細目
1.戦略 2.管理 2.1 法務 2.2 リスクマネジメント 3.創造（調達） 3.1 調査 4.保護（競争力のデザイン） 4.1 ブランド保護 4.2 技術保護 4.3 コンテンツ保護 4.4 デザイン保護 5.活用 5.1 契約 5.2 エンフォースメント 6.関係法規：関係法令の知識	1.戦略 2.管理 2.1 法務 2.2 リスクマネジメント 3.創造（調達） 3.1 調査 4.保護（競争力のデザイン） 4.1 ブランド保護 4.2 技術保護 4.3 コンテンツ保護 4.4 デザイン保護 5.活用 5.1 契約 5.2 エンフォースメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知財戦略、オープン。クローズ戦略等 ・ 営業秘密管理、知財関連社内規定 ・ 他社権利管理等 ・ 先行資料および他社権利の各調査 ・ 商法権利化、事務 ・ 国内外特許権利化事業、事務 ・ 著作権保護 ・ 意匠権および事務 ・ 知財関係契約、著作権の権利化処理 ・ 権利行使対応

参考URL：https://www.kentei-info-ip-edu.org/library/pdf/saimoku02_gj202411.pdf

©2025 Hiroyuki Takahashi

7

7

4. 試験範囲、合格基準等（公開資料より）

・ 試験形式、制限時間

学科試験および実技試験

筆記試験：（基本マークシート方式 4肢択一式）

問題数：各40問

制限時間：60分 ⇒ 意外と時間が足らず、見直し出来ない

※ **第48回検定からCBT試験**

・ 合格基準

学科試験および実技試験

各試験共に「満点の80%以上（32問以上）」

⇒ 確実に得点を得る必要がある。

©2025 Hiroyuki Takahashi

8

8

5. 試験問題の傾向（出題比率）

1) 出題配分のイメージ

「特許法」、「商標」、「著作権」関係の出題が多い

⇒上記が、概ね60～70%を占める

⇒これらの正解が得られても、満点の80%を確保できない

他の出題範囲も、正解を得るための勉強が必要

2) 出題の傾向：**条文からの出題が多い**

⇒条文をもとに、課題解決する

（例：権利行使、契約、著作権の権利化に対応した問題）

➡過去問で勉強し、理解を深めるのが基本ですが。。。

©2025 Hiroyuki Takahashi

9

9

6. 学習方法1（特許、実案、意匠、商標）

1) 特許法（または意匠法、商標法）の基本的事項を理解

まずは、**特許法（または意匠法、商標法）を理解する。**

⇒知財に関係している大半の方は、特許法の基本事項から勉強する。

例として

- ・出願からの公開時期
- ・審査請求（請求可能な時期）
- ・権利の存続期間（基準日はいつから）

など

©2025 Hiroyuki Takahashi

10

10

6. 学習方法1（特許、実案、意匠、商標）

- 2) 特許法と実用新案、意匠、商標の各法の違いを理解
実用新案、意匠、商標の各法と、
特許法との違いを理解する。

例として ・公開制度の有無
 ・審査請求の要否
 ・権利存続期間の違い（基準日の違い）

など

©2025 Hiroyuki Takahashi

11

11

7. 学習方法2（著作権法）

- 1) 著作物に何があるか

代表的には：地図、映画、写真、コンピュータプログラムなど

その他として：二次的著作物、編集著作物、データベース著作物

⇒一方で、著作物にならないものもある

憲法その他法令、国等機関の告示・通達、裁判所の判決など

- 2) 著作（財産）権になにがあるか

複製権、上映権、講習送信権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権

- 3) 著作権の発生時期、存続期間

- ・著作物が創作された時点で著作権が発生
- ・存続期間の基準日

©2025 Hiroyuki Takahashi

12

12

7. 学習方法2（著作権法）

4) 著作隣接権

実演家、レコード（CD）製作者、放送事業者・有線事業者に
与えられる権利 ⇒ 権利の存続期間も問題が出ます。

5) 著作権の制限

複製は、私的（個人）では可能。 それを頒布するのはNG
会社では、業務上で使用するためNG

6) 著作権の移転と活用

著作（財産）権は譲渡可能

著作隣接権は譲渡不可

⇒ 前記の内容をもとに、問題が出ます。

©2025 Hiroyuki Takahashi

13

13

8. 参考書籍

二級知的財産管理技能士試験の参考書籍は、以下例のものがある。

1) 株式会社アップロード：

<http://www.upload-j.com/view/category/ct5>

知的財産管理技能士検定HPに、公式テキストとして紹介

- ・ 知的財産管理技能検定 2級公式テキスト（講師使用実績あり）
- ・ 2級 厳選過去問題集（講師使用実績あり）
- ・ 2級 完全マスター
 - ① 特許法・実用新案法
 - ② 意匠法・商標法・条約
 - ③ 著作権法・その他

©2025 Hiroyuki Takahashi

14

14

8. 参考書籍

2) TAC株式会社：

<https://bookstore.tac-school.co.jp/book/koza/036/>

講師が当時受験時、前記1) 以外では下記の使用者が多かった

- ・ 年版 知的財産管理技能検定(R) 2級スピードテキスト
- ・ 年版 知的財産管理技能検定(R) 2級学科スピード問題集
- ・ 年版 知的財産管理技能検定(R) 2級実技スピード問題集
- ⇒ 問題集が、学科と実技で分かれている
- ⇒ TACの講座でも、本テキストを使用している

©2025 Hiroyuki Takahashi

15

15

8. 参考書籍

試験テキスト以外に、下記のものがあると良い⇒弁理士試験用書籍

1) 知的財産権法文集

試験テキスト内に条文が記載しており、確認に便利

代表的な出版社：一般社団法人発明推進協会
 有限会社P A T E C H企画

⇒ Webの「e-Gov法令検索」もありますが…

2) 産業財産権 四法対象 ⇒ 後から本書籍の存在を知った

産業財産権四法（特許法・実用新案法・意匠法・商標法）の互いに関連する各条文をそれぞれ対照させている。

©2025 Hiroyuki Takahashi

16

16

8. 参考書籍

試験テキスト以外の副読本

1) 著作権法

著作権法は、試験テキストだけでは理解できない場合がある。
副読本を活用すると、理解を深めやすい。

書籍例：

60分でわかる最新著作権超入門（株式会社 技術評論社）

©2025 Hiroyuki Takahashi

17

17

9. まとめ

1) 問題集の活用

基本は、問題集を用いて理解を深める。

⇒弁理士法、関税法、種苗法、独占禁止法、民法、不正競争防
止法などは、問題を解いて覚える。

2) 学習方法

- ・特許、実案、意匠、商標の四法を理解

⇒特許法をベースに、他法と特許法との違いを理解

- ・著作権法を理解

⇒様々な著作権があること、各々の権利の違いを理解

3) 法文集、副読本の活用も有効

©2025 Hiroyuki Takahashi

18

18

ご清聴ありがとうございました